

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年10月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000109 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000061 号

第1 結論

請求期間②について、請求者のA社B事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 29 年 7 月 1 日から同年 6 月 18 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 29 年 6 月 18 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 29 年 6 月 18 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 6 日まで
② 昭和 29 年 6 月 18 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 29 年 3 月に大学を卒業後、同年 4 月 1 日から新入社員として A 社（現在は、C 社）に勤務した。しかしながら、新入社員として入社したにもかかわらず、昭和 29 年 4 月及び同年 6 月の厚生年金保険の加入記録がない。入社後すぐに D 県の本社へ赴任し、赴任直後に E 研究所へ数か月間派遣され、その後はまた D 県の本社に赴任した。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、C 社から提出された請求者に係る従業員名票及び同社の回答により、請求者は請求期間②について、A 社 B 事務所に継続して勤務（A 社から A 社 B 事務所に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者に係るオンライン記録及び被保険者名簿から、昭和 29 年 6 月 18 日とすることが相当である。

また、請求期間②の標準報酬月額については、昭和 29 年 7 月の厚生年金保険の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 29 年 6 月 18 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険出張所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、C社から提出された請求者に係る従業員名票によると、請求者は昭和 29 年 4 月 6 日に A 社に雇入されていることが確認できることから、請求期間①のうち昭和 29 年 4 月 6 日から同年 5 月 6 日までの期間において、同社に勤務していたことが認められるものの、同年 4 月 1 日から同月 5 日までの期間については、同社に勤務していたことが確認できない。

また、オンライン記録により、A 社において、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日である昭和 29 年 5 月 6 日に被保険者資格を取得している 20 人のうち連絡先が判明した 6 人に照会したところ、4 人から回答があったものの、給与明細書等を保有している者はおらず、請求期間①に係る保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者は請求期間①に係る給与明細書を保有していない上、C 社の事業主も厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。